

国立大学法人電気通信大学副理事規程

制定 令和6年3月18日規程第67号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則に基づき、副理事に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副理事は、学長が指定する教育研究及び管理運営に関し、理事を助け、理事から特に指示された事項の処理に当たるものとする。

(選考)

第3条 副理事は、本学の職員のうちから学長が指名する。

(任期)

第4条 副理事の任期は、2年以内で学長がその都度定めるものとし、再任は妨げない。ただし、副理事の任期の末日は、当該副理事を指名する学長の任期の末日以前でなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、副理事に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令和6年3月18日規程第67号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。